

○武蔵野市保育の実施に関する条例

平成24年12月25日条例第41号

武蔵野市保育の実施に関する条例

武蔵野市保育の実施に関する条例（昭和62年3月武蔵野市条例第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づく保育の実施及び同法第56条第3項の規定に基づく保育費用の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

（保育の実施）

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- （1） 居宅外で労働することを常態としていること。
- （2） 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- （3） 妊娠中であること又は出産後間がないこと。
- （4） 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- （5） 長期にわたり疾病の状態にあり、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- （6） 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- （7） 市長が認める前各号に類する状態にあること。

（費用の徴収）

第3条 市長は、前条の規定により児童に対して保育を実施したときは、当該児童本人又は当該児童と生計を一にする扶養義務者（以下これらを「生計同一扶養者等」という。）から当該保育に要する費用（以下「保育料」という。）を徴収する。

（保育料の額の決定）

第4条 保育料の額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 市長は、生計同一扶養者等の全てに係る前年分の所得税課税額（前年分の所得税が非課税のときは、前年度分の市町村民税課税額）の合計額により、別表に規定する各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分（以下「階層区分」という。）を認定する。
- 3 市長は、生計同一扶養者等について、未申告等により課税額が確認できないとき又は外国に居住したこと等により所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第5号に規定する非居住者と

しての期間があるときは、当該生計同一扶養者等から年間の収入申告書の提出を求め、当該収入申告書に記載された金額を基礎として算定した額をもって所得税又は市町村民税が課される所得とみなして課税額を算定し、当該課税額により階層区分を認定することができる。

4 市長は、課税額を証する資料又は前項の収入申告書の提出がなく階層区分を認定することができないときは、所得税課税額が最高額の階層区分に属するものと推定して、階層区分を認定することができる。

5 階層区分の認定において、入所児童の年齢計算は、当該入所した日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は、当該年度中に限り、変更しないものとする。

(保育の実施の停止及び保育料の徴収の停止)

第5条 市長は、保育を実施した児童が疾病又は負傷のため、一時的に通所できなくなったときは、保護者からの申出に基づき、期間を定めて保育の実施を停止することができる。

2 市長は、前項の規定による停止期間に含まれる月については、保育料を徴収しないことができる。ただし、停止期間の開始日が月の初日でない月又は停止期間の満了日が月の末日でない月については、この限りでない。

(保育料の納付期限)

第6条 生計同一扶養者等は、毎月末日までに当月分の保育料を納付しなければならない。

(保育料の減免)

第7条 市長は、生計同一扶養者等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保育料を減免することができる。

(1) 震災、風水害、火災その他の災害を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、やむを得ない事情により保育料を負担することが著しく困難であると市長が認めるとき。

2 前項の規定による保育料の減免を受けようとする者は、規則で定める手続により、減免の申請を行うものとする。

(武蔵野市保育料審議会)

第8条 保育料の額について、市長の諮問に応じ審議するため、武蔵野市保育料審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の武蔵野市保育の実施に関する条例の規定は、平成25年4月分以降の保育料について適用し、同年3月分以前の保育料については、なお従前の例による。
- 3 当分の間、別表における市町村民税の額の計算については地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定を、同表における所得税の額の計算については所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の所得税法の規定を用いることができる。

別表 (第4条関係)

(単位 円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の額 (月額)		
階層区分	定義	3歳未満 の児童	3歳の見 童	4歳以上 の児童
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0
B	A階層及びD市町村民税非課税世帯	0	0	0
C 1	階層を除き前均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	2,000	1,800	1,300
C 2	年度分の市町所得割の額が5,000円未満	3,000	2,600	2,200
C 3	村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 所得割の額が5,000円以上	4,100	3,400	3,200
D 1	A階層を除き3,000円未満	5,200	5,200	4,400
D 2	前年分の所得3,000円以上15,000円未満	6,600	6,300	5,200
D 3	税課税世帯で15,000円以上30,000円未満	8,100	7,400	5,700
D 4	あってその所30,000円以上40,000円未満	9,800	8,000	6,500

D 5	得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円以上60,000円未満	11,600	8,600	7,400
D 6		60,000円以上90,000円未満	13,200	9,300	8,400
D 7		90,000円以上103,000円未満	14,900	10,000	9,400
D 8		103,000円以上120,000円未満	18,600	12,000	11,400
D 9		120,000円以上150,000円未満	22,500	13,800	13,500
D10		150,000円以上180,000円未満	26,600	15,500	15,200
D11		180,000円以上210,000円未満	30,500	17,300	16,900
D12		210,000円以上240,000円未満	34,100	19,900	18,300
D13		240,000円以上270,000円未満	37,300	22,800	19,800
D14		270,000円以上300,000円未満	40,300	24,700	21,500
D15		300,000円以上350,000円未満	43,300	26,600	23,200
D16		350,000円以上400,000円未満	46,700	28,500	24,700
D17		400,000円以上413,000円未満	48,500	29,100	25,400
D18		413,000円以上500,000円未満	50,400	29,700	26,200
D19		500,000円以上700,000円未満	54,400	31,300	26,800
D20		700,000円以上734,000円未満	56,200	32,200	27,500
D21		734,000円以上1,000,000円未満	58,100	33,100	28,800
D22		1,000,000円以上1,500,000円未満	61,500	34,300	30,500
D23		1,500,000円以上2,500,000円未満	64,000	35,700	32,100
D24		2,500,000円以上	66,600	37,200	34,000

備考

- 1 生計を一にする世帯において、この表の適用を受ける児童が2人以上いる場合は、第1子（当該児童のうち、最も年齢が高い児童をいう。以下同じ。）についてはこの表に規定する額の全額を、第2子（当該児童のうち、第1子を除き最も年齢が高い児童をいう。以下同じ。）についてはこの表に規定する額に、C 1階層からC 3階層までに該当する世帯においては3割を、D 1階層からD 7階層までに該当する世帯においては4割を、D 8階層からD17階層までに該当する世帯においては5割を、D18階層からD24階層までに該当する世帯においては7割をそれぞれ乗じて得た額を徴収し、第3子以降の子（当該児童のうち、第1子及び第2子以外の児童をいう。）については徴収しないものとする。

- 2 この表の定めにかかわらず、次の表の左欄に掲げる世帯については、それぞれ同表の右欄に掲げる階層として認定する。

世帯	認定する階層 区分
C 1 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上である世帯	C 2
C 2 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が6,000円以上である世帯	C 3
C 3 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が8,000円以上である世帯	D 1
D 1 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が10,000円以上である世帯	D 2